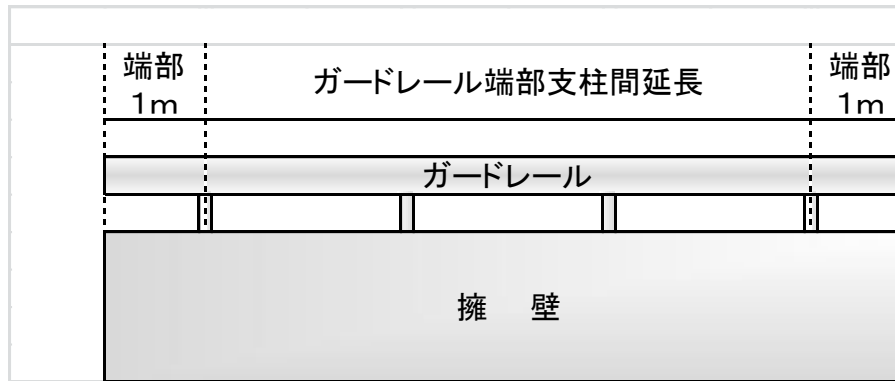


○表-2 ガードレール基礎の形式及び形状

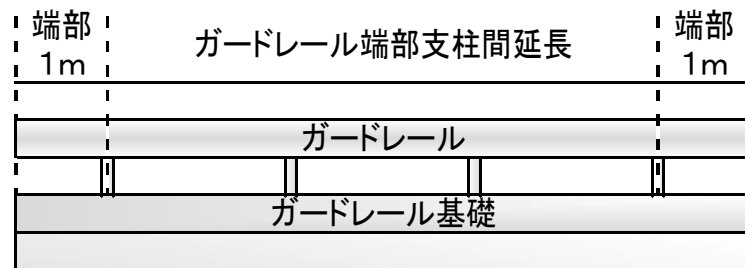
形 式	現場打ち重力式基礎	現場打ちL型基礎	プレキャストガードレール基礎
形 状			
前面勾配	1:0.3～(0.1ピッチ)1:0.5	—	—
Gr基礎延長	4.0m以上 (Gr 設置延長 2.0m以上)	4.0m以上 (Gr 設置延長 2.0m以上)	—
構造的性	・平面線形・縦断線形の制約なし。	・平面線形・縦断線形の制約なし。	・製品により平面線形R、最低ブロック延長等の制約がある。
施工性	・無筋構造物なので現場打ちL型擁壁より施工性は良いが、プレキャストガードレール基礎より劣る。	・鉄筋組み立てが必要なため施工が煩雑となる。	・現場打ちと比較して工期短縮が図れる。

○図-3 擁壁両端の延長



擁壁の天端にガードレールを設置する場合については、ガードレール端部支柱間延長を確保すること（擁壁延長+2.0m（端部2箇所×1m））

○図-4 ガードレール基礎の延長



ガードレール基礎延長＝ガードレール端部支柱間延長+2.0m
 （端部2箇所×1m）端部の1.0mは、補強筋の配置のため必要となる。

○表-3 ガードレール基礎の設計条件

概要図				
設計概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「道路土工・擁壁工指針」に準拠する。 ・安定計算は、転倒・滑動・支持について検討。(通常の重力式擁壁の安定計算法) ・荷重は中央載荷(連続基礎に衝突1荷重) 		
定義及び対象(適用)構造		ブロック積擁壁上に摘要		
設計条件	計算ケース		常時：自重＋土圧 衝突時：自重＋土圧＋衝突荷重	
	荷重	衝突荷重	C : Pt= 30kN (hp=0.6m) Pt : 衝突荷重 B : Pt= 30kN (hp=0.6m) hp : 擁壁天端からの作用高さ A : Pt= 50kN (hp=0.6m)	
		輪荷重	-	
		土圧	主働土圧 クーロン土圧 (δ = 2/3 φ) 受働土圧 -	
		基礎自重	無筋コンクリート：単位体積重量=23.0kN/m ³	
	裏込土	土質	-	
		土の単位質量	20kN/m ³	
		土のせん断抵抗角	φ = 35°	
	許容応力	コンクリート圧縮	呼び強度：18N/mm ² 以上 W/C ≤ 60% 割り増し係数1.5倍(衝突を考慮する場合)	
		コンクリートせん断及び付着応力	せん断：0.36 × 1.5 = 0.54N/mm ² 押し抜きせん断：0.85 × 1.5 = 1.275 N/mm ²	
		鉄筋引張	常時；180 N/mm ² (SD345) 衝突時；200 × 1.5 = 300N/mm ² (SD345) 割り増し係数1.5倍	
		地盤	底面摩擦係数 μ = 0.6 支持力 極限支持力：300kN/m ² 許容支持力；100kN/m ² (常時)、150kN/m ² (衝突時) (N値10程度を前提)	
	計算延長(計算ブロック延長)		現場打ちは、伸縮目地の関係上、最大延長を10mとする。	
	安定計算	転倒	計算式	常時 e ≤ B/6 e：偏心距離 B：底版幅 地震時(衝突時) e ≤ B/3
安全率			-	
滑動		計算式	滑動力：Tf=基礎底面に作用する水平力 抵抗力：Tr=基礎底面に作用する鉛直力 × μ	
	安全率	常時；Fs=1.5、衝突時；Fs=1.2		
支持	計算式	通常の支持力計算 (eとB/6の関係より計算)		
	安全率	極限支持力度に対して常時Fs=3.0、衝突時Fs=2.0		
支柱	定着	車両用防護柵標準仕様・同解説(H16.3) P.109 表-1.9コンクリートに設置する支柱の最大支持力		
	支柱周りの配筋	車両用防護柵標準仕様・同解説(H16.3) P.107 表-1.7各仕様における補強鉄筋の形状		

(2) **公園等（法第33条第1項第2号、政令第25条第6号、第7号、省令第21条、第25条）**

公園・緑地及び広場の設置に関する基準は次のとおり。なお、この基準は、第二種特定工
作物の用に供する目的の開発行為には適用されない。

- ① 公園等に関する都市計画が、定められている場合は、設計がこれに適合していること。
- ② 開発区域の面積に応じて公園、広場又は緑地が設置されていること。

○公園面積

開発区域の規模	公園等の総面積	公園の設置基準	備 考
0.3ha以上1ha未満	開発区域の面積の 3%以上 (公園、緑地、広場)	・1ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面の緑地は公園等の面積に算入しない。 ・3%以上とは、有効利用できる面積とする。
1ha以上5ha未満		・1ヶ所は300㎡以上	
5ha以上20ha未満	〃 (住宅系：公園) (住宅系以外： 公園、緑地、広場)	・1ヶ所は300㎡以上 ・1,000㎡以上の公園 を1ヶ所以上設置すること。	
20ha以上	〃 (住宅系：公園) (住宅系以外： 公園、緑地、広場)	・1ヶ所は300㎡以上 ・1,000㎡以上の公園 を2ヶ所以上設置すること。	

③ 開発区域の面積が5ha未満であって、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存在する場合又は予定建築物が住宅以外で、かつ、敷地が一である場合等で、特に必要がないと認められる場合には公園等を設けないことができる。この場合、「周辺の相当規模の公園等」は、公園等が少なくとも当該開発区域の面積の3%以上で、かつ、誘致距離250m以内に1ヶ所の公園があり、その公園を支障なく利用できることが必要となる。

④ 公園の配置

- a 児童遊園及び街区公園……幹線街路に面していないこと。
- b 近隣公園……地区内の幹線街路に面していること。
- c 地区公園……地区全体の利用を考え、おおむね地区の中心に設けること。

⑤ 児童遊園等小規模な公園は、高層住宅の影とならないよう日照等を考慮すること。

⑥ 市町の条例により1haを超えない範囲において、公園等の設置面積が緩和されている市町があるため、詳細については各市町に問い合わせること。